

行政立法手続等の論点（案）

1	制度創設の理念・目的	1
2	適用範囲	2
3	意見提出手続	
(1)	手続の流れ等	6
(2)	案の公表	7
(3)	意見等の提出期間	8
(4)	意見等の提出方法	9
(5)	意見等を提出できる者の範囲	10
(6)	審議会手続との関係	11
(7)	意見等の取扱い	12
(8)	結果の公表	13
(9)	その他	14
4	理由の提示	15
5	公聴会手続	16
6	行政立法に対する不服申立て	17
7	地方公共団体との関係	18
8	送達手続・その他	19

<p>【論点の項目】</p> <p>1. 制度創設の理念・目的</p>	<p>【委員の発言内容】</p> <p>① パブリック・コメントを法律に乗せることは結構なこと。形式的に手続として加えるということよりも、より有効な形でパブリック・コメントが求められるようになることを期待。</p> <p>② 最近、政府と民間の話し合いが非常に少なくなっているとの印象。ある手続をしっかりと踏む中で、民間の考え方なり、利害関係者の意見をしっかりと聞くということは今まで以上に重要。一方で、手続が事務方にとって余り過重負担になるといけないのでは。</p> <p>③ (パブリック・コメント手続において提出した) 意見がどう扱われているか、フィードバックをすること、あまりきちんと担保されていない部分もあるのではないかと。やはり、何らかの統一した扱いが必要ではないか。</p> <p>④ 行政立法は非常に多種多様なため、どういう定め方をするかはいろいろあるが、やはり一定のルールが必要。</p> <p>⑤ 規制の本質論は大変重要な点。規制が本当に必要なのかを一般の国民からいい情報を提供していただくことも行政立法手続の重要な課題。</p> <p>⑥ パブリック・コメントに限定しても各省の事務負担は大変。各省の担当者の意見、実態を一度聞くべき。</p> <p>【参考】</p> <p>○行政手続法（平成5年法律第88号）</p> <p>第1条 この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第38条において同じ。）の向上を図り、もつて国民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 行政立法手続の法制化はなぜ必要か。</p> <p>② 現行の行政手続法第1条は「行政運営における公正の確保と透明性の向上」を法の目的として規定しているが、行政立法手続の規定を加えた場合に法の目的はそのままよいか。国民参加等の新たな視点を加える必要があるか。</p> <p>③ 行政立法手続を定めるに当たって、行政立法の一般原則として定めるべきものがあるか。</p>	

<p>【論点の項目】</p> <p>2. 適用範囲（その1）</p>	<p>【委員の発言内容】</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 行政手続法に定める手続の適用範囲については、規範等を定める機関の別により画する必要があるか。あるとすれば、どのような範囲の画し方が適切か。次に掲げる別についてどう考えるか。</p> <p>ア 国の機関と地方公共団体の機関。</p> <p>イ 国の機関の中で行政府、立法府、司法府の機関の区別等。</p> <p>ウ 国の行政機関ではないが、国の行政事務を処理している団体等で、規範等を定めるものがあるとするればそれについてはどうか。（特殊法人、独立行政法人、認可法人等）</p>	<p>【参考】</p> <p>①第1次行政手続法研究会報告（昭和58年11月） 国の機関の行政立法行為に限定（地方公共団体の長その他の機関の規則等は除外。また、国会の各議院の規則、最高裁判所規則、会計検査院規則及び人事院規則は含めない。）</p> <p>②規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成11年3月閣議決定） 内閣又は府、省、委員会、庁若しくはこれらに置かれる機関若しくは部局等の規制の設定又は改廃行為に限定（地方公共団体の行為は対象外）</p>

<p>【論点の項目】</p> <p>2. 適用範囲（その2）</p>	<p>【委員の発言内容】</p> <p>① 通達、指針、ガイドライン、考え方など命令の外側が実際のルールとなっており、問題があるということもあるが、国の行政機関を縛りすぎる手続を定めるのはどうかということもある。</p> <p>② 何らかの形で法制化することになると、対象あるいは範囲をどの程度までに限るか、広げるのかという問題についての議論が前提であるが、「政省令等」と書いてももう少しきちんとした定義が必要。</p> <p>③ 形式はどうかであれ、事業者は、いずれも同じような効力があると受け止める面があり、実際にそのルールに縛られる実態がある。</p> <p>④ パブコメ手続の法制化に当たって、現在の閣議決定の対象をそのまま対象とできるかとの問題がある。</p> <p>⑤ 下位法令が国民の権利・利益に影響を与えるからパブコメ手続を行うというのなら法律の委任の明確性・具体性も問われるべきであり、内閣提出法案についても対象とすべきと思うが、行政手続法の中に包摂しきれるか。</p> <p>⑥ 実際に問題があるのは、通達、ガイドライン、指針など法令の外側にあるもの。これらを法制化の対象とすると、結論が容易にでないのではないか。一方、現在の閣議決定より範囲が狭くなるのもどうか。</p> <p>⑦ 第1次研究会のときは、命令という形式で切ったが、告示の中にも法規としての性格を持っているものもあり、行政規則の中にも非常に大きな影響を持っているものがあって、これらをどうするかが最大の課題。</p> <p>【参考】</p> <p>①第1次行政手続法研究会報告（昭和58年11月） 政令、総理府令、省令並びに委員会及び庁の規則又は命令を対象（国会の各議院の規則、最高裁判所規則、会計検査院規則及び人事院規則は除外）。法規的性質を有する告示等は、個別法で規定</p> <p>②規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成11年3月閣議決定） 対象は、政令、府令、省令、告示等（「等」には、行政手続法上の審査基準、処分基準及び複数の者を対象とする行政指導に共通して内容となるべき事項を含む。）。法律案は対象外</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>② 行政手続法に定める手続の適用範囲については、規範等を定める形式の別により画する必要があるか。あるとすれば、どのような範囲の画し方が適切か。次に掲げる別について、どのように考えるか。</p> <p>ア 政令、府省令、委員会の規則（独立行政機関を含む。）、外局の規則</p> <p>イ 訓令・通達</p> <p>ウ 告示</p> <p>エ 公示されていないその他の規範等（例えば、行政手続法上の審査基準・処分基準、講学上の裁量基準・解釈基準、行政指導要綱）</p> <p>オ 法律案</p>	

<p>【論点の項目】</p> <p>2. 適用範囲 (その3)</p>	<p>【委員の発言内容】</p> <p>① 法規命令だけだと、従来の用語からすれば、「命令」で済むのかもしれないが、それ以外を含めるとなると、どういう用語を使えばよいのか。適用除外で何か工夫できるか。</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>③ 行政手続法に定める手続の適用範囲については、規範等が定める内容により画する必要があるか。あるとすれば、どのような範囲の画し方が適当か。次のそれぞれについて、どのように考えるか。</p> <p>ア 「規制」であるか否か、「給付」であるか否か、国民の権利義務関係に関わるか否か。</p> <p>イ 法規命令、行政規則に分類して考えることはどうか。</p> <p>ウ 行政計画、一般処分について考える必要はあるか。</p>	<p>② 第1次研究会のときは、命令という形式で切ったが、告示の中にも法規としての性格を持っているものもあり、行政規則の中にも非常に大きな影響を持っているものがあって、これらをどうするかが最大の課題。</p> <p>【参考】</p> <p>①規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成11年3月閣議決定） 規制の設定又は改廃に係るもの（以下のものは適用除外）</p> <p>ア 条約等に基づく規制の設定又は改廃について、条約等にその内容が詳細に規定されている場合のように、行政機関の裁量の余地がないもの</p> <p>イ 組織令・定員令のように行政内部のみに適用されるもの</p> <p>ウ 補助金要綱、年金の給付のような行政サービスに係るもの</p> <p>エ 施行期日政令のような事務的なもの</p> <p>②第1次行政手続法研究会報告（昭和58年11月） 外交その他この手続によることが適当でない事項に係る命令の制定については、適用しない。</p> <p>③APAのrulemaking（規則制定）手続のうち略式手続 適用対象は、「立法的規則」（法的効力を持ち、私人と政府とを両方拘束する規則）（以下のものは略式規則制定手続（第553条の適用除外）</p> <p>ア 合衆国の軍事、外交機能</p> <p>イ 行政機関の内部管理、人事、国有財産、貸付金、補助金、給付金、契約に関する事項</p>

<p>【論点の項目】</p> <p>2. 適用範囲（その4）</p>	<p>【委員の発言内容】</p> <p>○ 予算関連のように期限が決まっているもの、利害対立で原案がまとまりにくかったものについて、その後で意見聴取をすると、議論の蒸し返しになるものなど、時間的制約や事務処理の問題があるのではないか。</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>④ 行政手続法に定める手続の適用範囲については、規範等を定める際の一定の事情により画する必要があるか。あるとすれば、どのような範囲の画し方が適切か。次のそれぞれについて、どのように考えるか。</p> <p>ア 迅速、緊急、実行不能</p> <p>イ 軽微、不必要</p> <p>ウ 不適當、公益違反</p> <p>⑤ 一定の事情により行政手続法に定める手続を適用しなかった場合の、当該判断の正当性を担保するための仕組みを設ける必要はあるか（例えば、不服申立、苦情処理）。</p> <p>⑥ 一定の事情により行政手続法に定める手続を適用しなかった場合の、理由を公にする必要はあるか。</p>	<p>【参考】</p> <p>①規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成 11 年 3 月閣議決定）</p> <p>迅速性・緊急性を要するもの、軽微なもの等について本手続によらないことができる。</p> <p>②第 1 次行政手続法研究会報告（昭和 58 年 11 月）</p> <p>この手続によることが必要でない認められる事項又は特に緊急に実施することを必要とする事項に係る命令の制定については、適用しない。</p> <p>③APA の rulemaking（規則制定）手続のうち略式手続</p> <p>告知（第 553 条(b)）の適用除外（その結果として意見提出（第 553 条(c)）も適用除外）</p> <p>ア 解釈的規則、政策の一般的説明、行政機関の組織・手続・実際上の取扱いについての規則</p> <p>イ 行政機関が、正当な理由で、告知及びそれに基づく公開手続が実行不可能（impracticable）、不必要（unnecessary）又は公益に反する（contrary to the public interest）な場合</p>

【論点の項目】

3. 意見提出手続

(1) 手続の流れ等

【論点の内容】

- ① 意見提出手続の流れはどのようなものと定めるべきか。現行閣議決定上は次のようになっているが、どのように考えるか。
- ア 案の公表
 - イ 意見等の提出
 - ウ 意見等の取扱い
 - エ 結果の公表
 - オ 行政立法の制定・公布
- ② 手続を実施する責任を有する機関について、どのようなことを定めるべきか。政令、共同命令等の取扱いについてはどうか。
- ③ 意見提出手続は、2の適用範囲のすべての行政立法について適用されるべきか。

【委員の発言内容】

- ① パブリック・コメント手続は、案公表、意見募集、結果公表のワンサイクルだけではなく、それを踏まえた形で再度手続に付するようなダブルのチェックも考え得る。
- ② 予算関連のように期限が決まっているもの、利害対立で原案がまとまりにくかったものについて、その後で意見聴取をすると、議論の蒸し返しになるものなど、時間的制約や事務処理の問題があるのではないか。
- ③ 時間的な制約については、前の行政手続法研究会でも議論したが、今回は、それをどうやって乗り越えるか、何とか乗り越える工夫がないものか。

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続 (2) 案の公表</p>	<p>【委員の発言内容】</p> <p>○ 意見募集は、パソコンを使えない人もいるので、インターネット以外の媒体の活用も工夫する必要がある。</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 公表する「案」の内容</p> <p>ア 「案」はどのようなものと定めるべきか（例えば、改正案文、改正案要綱又は骨子若しくは概要説明書）。</p> <p>イ 公表する「案」に添付すべき情報はるか。あるとすればどのようなものを定めるべきか（例えば、新旧対照、趣旨・背景、立案に際して整理した論点、代替案、法令上の根拠、関連法令、規制影響分析、費用便益分析）。</p> <p>② 案の公表の時期について、どのようなことを定めるべきか（例えば、なるべく早い時期、最終案に近いものができた時期）。また、審議会手続との関係をどのように整理するか。</p> <p>③ 公表方法について、どのような手段・媒体（例えば、ホームページ、窓口配布、新聞・雑誌、官報、報道発表、説明会）によることと定めるべきか。特定の媒体の活用を義務づけることについてどう考えるか。</p> <p>④ 特定人、利害関係人に対する周知について、どのように考えるか。</p> <p>⑤ 意見提出手続の実施状況について、一覧性のある公表の方法をどのように考えるか。</p>	<p>【参考】</p> <p>①第1次行政手続法研究会報告（昭和58年11月）</p> <p>ア 公表するものは、その命令制定の法律上の根拠及び命令案又は要綱</p> <p>イ 公表方法は、官報。そのほか、最適な方法で、利害関係人に広く知らせる。</p> <p>②規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成11年3月閣議決定）</p> <p>ア 公表するものは、案等の本体に加えて、可能な限り次に掲げた資料（i 趣旨・目的・背景、ii 根拠法令、当該規制の設定又は改廃によって生じるとされる影響の程度、範囲等、iii 当該案の位置付け）</p> <p>イ 公表時期は、「最終的な意思決定を行う前」</p> <p>ウ 公表方法は、i ホームページへの掲載、ii 窓口での配布、iii 新聞、雑誌等による広報、iv 広報誌掲載、v 官報掲載、vi 報道発表。そのほか、専門家、利害関係人には、適宜周知</p> <p>③APAのrulemaking（規則制定）手続のうち略式手続</p> <p>ア 規制案は、連邦官報（Federal Register）に掲載される。ただし、規則の適用を受ける者が指名され、かつ個人的に送達され、又は法律に従いその他の方法で実際に通知を受けている時は、この限りではない。</p> <p>イ 公表物には、次の内容を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開の規則制定手続が行われる場合、その日時、場所、性質 ・規則作成の根拠となる権限規範 ・規則案等の全文又は要旨、あるいは主題と問題となる事項の説明

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続</p> <p>(3) 意見等の提出期間</p>	<p>【委員の発言内容】</p> <p>○ 予算関連のように期限が決まっているもの、利害対立で原案がまとまりにくかったものについて、その後で意見聴取をすると、議論の蒸し返しになるものなど、時間的制約や事務処理の問題があるのではないか。</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 意見等の提出期間については、どのようなことを定めるべきか。一律に一定の期間を定めることについてはどうか。一定期間を定めるとすれば、何日間が妥当か。その場合に、行政機関の裁量を認めるべきか。</p> <p>② 期間を確保できない場合の説明義務明示の必要性についてどのように考えるか。</p>	<p>【参考】</p> <p>①規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成 11 年 3 月閣議決定） 1 か月程度を目安</p> <p>②規制改革・民間開放推進 3 か年計画（平成 16 年 3 月閣議決定） 原則 30 日間を確保。例外的にそれを下回る期間を設定する場合は、その理由を公表</p> <p>③APA の rulemaking（規則制定）手続のうち略式手続 意見期間は様々であるが、通常は、30、60 又は 90 日間のいずれか（Federal Register ウェブサイトを見ると、60 日のものが多い。）</p>

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続 (4) 意見等の提出方法</p>	<p>【委員の発言内容】</p> <p>○ 意見募集は、パソコンを使えない人もいるので、インターネット以外の媒体の活用も工夫する必要がある。</p> <p>【参考】</p> <p>①第1次行政手続法研究会報告（昭和58年11月） 書面による意見提出</p> <p>②規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成11年3月閣議決定） 郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を公表時に明示 公聴会開催により意見・情報を聴取することもできる。</p> <p>③APAのrulemaking（規則制定）手続のうち略式手続 書面。口頭での意見陳述の機会の付与は行政機関の裁量</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 意見等の提出方法については、どのようなことを定めるべきか。</p> <p>ア 口頭か、書面か（電子メールを含む。）その双方か。</p> <p>イ 要式行為か否か（例えば、口頭であれば、指定の場所における意見陳述、電話による申出、出頭しての申出、録音による陳述。書面であれば、指定場所への持参、郵送、ファクシミリ、電子メール、記名・無記名）。</p> <p>② 口頭による意見陳述の機会の付与についてどのように考えるか。必要と考える場合、その対象、手続、義務的か裁量的かについてどのように考えるか。また、その手続と公聴会手続との関係をどのように整理するか。</p>	

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続 (6) 審議会手続との関係</p>	<p>【委員の発言内容】</p> <p>① 予算関連のように期限が決まっているもの、利害対立で原案がまとまりにくかったものについて、その後で意見聴取をすると、議論の蒸し返しになるものなど、時間的制約や事務処理の問題があるのではないか。</p> <p>② 審議会でパブリック・コメント手続を行っているものもあるが、その扱いはまちまちである。</p> <p>③ 審議会と行政立法手続との関係をどうするのかという点も問題。</p> <p>④ 審議会の入念な手続と、パブリック・コメント手続のような一般の国民の意見聴取などをどのように組み合わせていくかも重要な問題。</p> <p>【参考】</p> <p>○第1次行政手続法研究会報告（昭和58年11月） 諮問、公聴会その他の手続は、必要に応じて個別の法律で定めるものとする。 他の法律で、命令の制定について諮問その他の手続を定めている場合においても、この法律の規定が適用あるものとする。</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>○ 行政立法の案又はその背景となる政策についての審議会等への諮問等が、個別法で義務付けられている場合、又は、任意的に行われる場合、審議会手続と意見提出手続との関係をどのように考えるか。当該審議会等が審議の過程で、当該審議会又は関係行政機関が、行政立法手続として定められた手続と類似の手続により、国民等の意見を求めた場合、行政手続法上どのように位置づけるか。</p>	

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続 (7) 意見等の取扱い</p>	<p>【委員の発言内容】</p> <p>① パブコメ手続は、意見を言う機会として重要。意見については丁寧に扱って欲しいし、その扱いがどうなったかフィードバックして欲しい。</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 提出された意見等の取扱いについて、どのようなことを定めるべきか。行政側はどのように扱うことを求められるのか。</p> <p>② 意見が提出されなかった場合、手続に付した案等に関係しない意見が提出された場合、大量に提出された場合等の取扱いについてはどのように考えるか。</p> <p>③ 行政側が定められた取扱いをしなかった場合はどのように考えるか。</p>	<p>② 内容によって対立的な概念がでてきて、それぞれに多くの意見が提出された場合、それをどのように斟酌していくのか、考慮していくのかが問題。</p> <p>③ 意見提出が組織的に行われれば、大量の意見が出て、行政上、支障を来すようなことになりかねない。</p> <p>【参考】</p> <p>①規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成 11 年 3 月閣議決定） 提出された意見・情報を考慮して意思決定。これに対する考え方を提出された意見・情報と併せて公表</p> <p>②第 1 次行政手続法研究会報告（昭和 58 年 11 月） 命令を制定するに当たって意見を斟酌</p> <p>③APA の rulemaking（規則制定）手続のうち略式手続 表明された意見を考慮（consideration）した後、行政機関は規則を制定し、その根拠及び目的の概要を簡潔に記載</p>

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続 (8) 結果の公表</p>	<p>【委員の発言内容】</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 結果の公表の内容について、どのようなことを定めるべきか（例えば、提出された意見（すべての意見か、適宜要約可とするか）、行政機関の考え方（意見等の採択、不採択の理由）、修正点の公表の必要性）。</p> <p>また、意見が提出されなかった場合、手続に付した案等に関係しない意見が提出された場合についてはどうか。</p> <p>② 結果の公表の方法については、どのような手段・媒体（例えば、ホームページ、窓口配布、新聞・雑誌、官報、報道発表、説明会）によることと定めるべきか。特定の媒体の活用を義務づけることについてどう考えるか。</p> <p>③ 結果の公表の時点については、どのような時点に行うことと定めるべきか。</p> <p>④ 意見等の提出者に対する回答についてどのように考えるか。</p> <p>⑤ 行政立法手続に理由の提示について定めることとした場合、それとの関係を整理する必要があるか。</p>	<p>【参考】</p> <p>①規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成 11 年 3 月閣議決定） 考え方を提出された意見・情報と併せて公表。考え方は適宜整理して公表可。修正点も明示。 公聴会で提出された意見については行政機関が文書化して公表 公表は、原則として意思表示の時点までに行う。</p> <p>②APA の rulemaking（規則制定）手続のうち略式手続 実務上は、最終段階の命令案とともに、規則制定の法的根拠と併せて争点について説明文を公表</p>

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続 (9) その他</p>	<p>【委員の発言内容】</p> <p>① パブリック・コメント手続は、案公表、意見募集、結果公表のワンサイクルだけでなく、それを踏まえた形で再度手続に付するようなダブルのチェックも考え得る。</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 手続の結果、原案に大幅な修正が必要となった場合の取扱いをどのように考えるか（例えば、手続の再度実施等）。</p> <p>② 意見募集終了後から公布までの期間についてどのように考えるか。何らかの規定を設ける場合、どのようなことを定めるべきか。手続の形骸化やたなごらしを防ぐ上でどのように考えるか。</p> <p>③ 本手続に違背して制定された命令及び当該命令に基づきなされた処分の法的効果について、どのように考えるか。</p> <p>④ 今回行政立法手続を法制化するとして、当該手続に拠っていない既存の行政立法について、どう考えるのか。</p> <p>⑤ 行政立法の制定・改廃を国民が提案する・申し出る仕組みについて、どのように考えるか。</p>	<p>② パブリック・コメントをある段階でやって、また、結論の段階でやるというようなこともあると思う。</p> <p>③ 行政立法手続を制定するとして、既存の法令についてはどう対応するのか。</p> <p>【参考】</p> <p>①第1次行政手続法研究会報告（昭和58年11月） 命令案を公表してから相当な期間を経過した後でなければ、当該命令を制定してはならない。</p> <p>②APAの rulemaking（規則制定）手続のうち略式手続 行政機関は、利害関係人に対し、規則の制定、改正又は廃止の申立てをする権利を与えなければならない。</p>

<p>【論点の項目】 4. 理由の提示</p>	<p>【委員の発言内容】 ○ 理由の提示については、行政手続法第8条、第14条で規定しており、判例では不備があれば取消となっているが、現在の行政立法の制定文で示されている理由は非常に簡略なので、もう少し実質的な理由を提示することも考える必要があるのではないか。</p>
<p>【論点の内容】 ① 行政立法の際に理由の提示を行うことを法制化する必要はあるか。 ② 行政立法の際に理由の提示を行うことを法制化する場合、どのようなことを定めるべきか。次に掲げる事項についてどのように考えるか。 ア 当該手続の対象 イ 内容 ウ 形式・提示方法</p>	<p>【参考】 ①ドイツ連邦共和国基本法 第80条第1項第3文 法的根拠は、命令のうちに明示されなければならない。 ②第1次行政手続法研究会報告（昭和58年11月） その命令制定の法律上の根拠及びその命令案又は要綱を公表</p>

<p>【論点の項目】</p> <p>5. 公聴会手続</p>	<p>【委員の発言内容】</p> <p>○ 現行のパブリック・コメント手続の中で、公聴会に関係させている部分があるので、それとの関係で公聴会手続についても検討すべき。</p> <p>【参考】</p> <p>①規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成 11 年 3 月閣議決定） 公聴会の開催により意見・情報を聴取することもできる。</p> <p>②第 1 次行政手続法研究会報告（昭和 58 年 11 月） 諮問、公聴会その他の手続は、必要に応じて個別の法律で定めるものとする。 他の法律で、命令の制定について諮問その他の手続を定めている場合においても、この法律の規定が適用あるものとする。</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 意見提出手続に加えて、公聴会手続（利害関係人の意見聴取）について、法制化する必要があるか。</p> <p>② 公聴会手続を法制化する場合、どのようなことを定めるべきか。次に掲げる事項についてどのように考えるか。 ア 当該手続の対象 イ 内容</p> <p>③ 公聴会手続を経由することについて個別法で規定している場合、公聴会手続と意見提出手続との関係をどのように考えるか。</p>	

<p>【論点の項目】</p> <p>6. 行政立法に対する不服申立て</p>	<p>【委員の発言内容】</p> <p>○ 行政立法に対する不服審査の在り方というのが問題としてはあり得るのではないか。</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 行政立法に対する不服申立てを可能とすることについて、どのように考えるか。</p> <p>② 行政立法に対する不服申立てを可能とする場合、どのようなことを定めるべきか。次の事項についてどのように考えるか。</p> <p>ア 不服申立適格</p> <p>イ 不服申立の相手方</p> <p>ウ 不服申立事由</p> <p>エ 不服申立期間</p> <p>オ 不服申立に対する決定の効力</p> <p>③ ②以外の行政立法に対する苦情処理の手続について、どう考えるか。</p> <p>④ 訴訟との関係をどのように整理するか。</p>	

<p>【論点の項目】 7. 地方公共団体との関係</p>	<p>【委員の発言内容】</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>○ 地方公共団体が必要な措置を講ずるための努力義務規定（行政手続法第 38 条）との関係をどのように考えるか。</p>	<p>【参考】</p> <p>○第 1 次行政手続法研究会報告（昭和 58 年 11 月） 地方公共団体の長その他の機関の規則等は含めないこととした。</p>

<p>【論点の項目】</p> <p>8. 送達手続・その他</p>	<p>【委員の発言内容】</p> <p>① 行政立法手続以外にどこまで取上げるかについては、処分の相手方への告知方法については、別の機会かもしれないが法制化すべきではないか。</p> <p>② 行政送達についても積み残しの課題の一つであり、検討会として言及することは可能ではないか。</p> <p>③ 処分の告知方法のようなものは、中身があると思うので、法律レベルに引き上げることができるのでは。</p> <p>④ 行政処分手続については、相手方への交付方法（送達）の問題もある。</p> <p>⑤ 情報公開法では反対利害関係人が特定しやすく、かなり丁寧な規定を置いているが、行政手続法は、公聴会規定、参加人の規定がある程度でよいのか。</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 送達手続</p> <p>ア 行政送達手続を設ける理念・目的は何か。</p> <p>イ 送達手段にはどのようなものが適当であるか（例えば、手交、書面、郵便、ファックス、メール）。</p> <p>ウ 到達時期等</p> <p>エ 民法との関係をどう整理するか。</p> <p>オ 実態調査の必要があるか。</p> <p>② 第三者保護</p> <p>現行行政手続法に規定のある第三者の保護に係る規定について、どのように考えるか。新たに定めるべき事項はあるか。</p>	